

●利用できるサービス③

住宅改修のサービス



安全で暮らしやすい家にする

●住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用の9割（1割は自己負担）が支給されます。事前の申請が必要です。

利用の手順

1 家族や専門家などに相談

本人だけでなく家族ぐるみで話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャー・理学療法士などの専門家に相談します。

2 かすみがうら市への事前申請

提出書類

- 住宅改修費支給申請書 ● 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修部分の写真（日付入り）など

3 工事の実施

4 住宅改修費の支給申請（工事後）

提出書類

- 住宅改修に要した費用の領収書 ● 工事費内訳書
- 完成後の状態を確認できる書類（改修後の日付入りの写真を添付）
- 住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）など

5 住宅改修費の支給

① 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。



② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げする工事です。



③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張りやビニール系床材に変更する、浴室の床を滑りにくいものへ変更する、通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。



④ 引き戸などへの扉の取り替えなど

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含みます。

※扉の新設も認められる場合があります。



⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付きも含む）へ取り替える工事です。

⑥ 1~5の改修にともなって必要となる工事

- 手すり取り付けのための下地の補強
- 浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）にともなう給排水設備工事
- 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備
- 扉の取り替えにともなう壁または柱の改修
- 便器の取り替えにともなう給排水設備工事（水洗化工事を除く）、床材の変更